

<令和4年度版>

入学準備金・奨学金返還の手引

<この手引は、返還が終了するまで大切に保管してください。>

さいたま市教育委員会
学校教育部 学事課 教育費支援係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

(さいたま市役所第二別館1階)

電話 048-829-1647(直通)

FAX 048-829-1990

入学準備金・奨学金を借り受けられた皆さんへ

さいたま市入学準備金・奨学金貸付制度は、進学の意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な方に貸付けを行い、将来を担う人材を育成することを目的としております。また、この制度は、皆さんが返還されるお金が、次に借り受ける方へと引き継がれる互助的性格を持つものです。したがって、返還にあたっては遅滞することのないよう心掛けてください。

この手引は、入学準備金・奨学金の返還方法等についてまとめてありますので、ご活用ください。

目 次

1	提出が必要な書類	1 ページ
2	返還開始手続について	3 ページ
3	返還免除手続について	5 ページ
3	返還猶予手続について	8 ページ
4	登録事項に変更があったとき	9 ページ
5	返還が滞ったとき	9 ページ
6	振替金融機関の変更を希望するとき	10 ページ
7	借受人（生徒・学生）が死亡したことによる 返還免除を希望するとき	10 ページ
8	その他	10 ページ
9	諸様式	11 ページ

1 提出が必要な書類

(1) 返還が開始となる方

① 返還誓約書

- ・ 提出期限： 9月2日（金）まで（必着）
- ・ 提出先： 教育委員会 学事課
- ・ 提出方法： 郵送または持参
(郵送の際の送付先)

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(さいたま市役所第二別館1階)

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係 あて

- ・ 作成方法： 「2 返還開始手続について」「(1) 返還誓約書の作成方法」及び別冊1ページの記入例をご参照ください。

② 口座振替依頼書・自動払込利用申込書

- ・ 提出期限： 8月31日（水）まで
- ・ 提出先： **金融機関の窓口**（学事課では取扱いをしておりません。）
- ・ 提出方法： 預貯金通帳・届出印とともに持参
- ・ 作成方法： 「2 返還開始手続について」「(2) 口座振替依頼書・自動払込利用申込書の作成方法」及び別冊2ページの記入例をご参照ください。

※ **一括返還を希望する場合は、提出不要です。**

(2) 返還の開始及び一部免除を希望される方

① 返還誓約書

② 入学準備金・奨学金返還免除申請書

- ・ 提出期限： 9月2日（金）まで（必着）
- ・ 提出先： 教育委員会 学事課
- ・ 提出方法： 郵送または持参
(郵送の際の送付先)

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(さいたま市役所第二別館1階)

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係 あて

- ・ 作成方法： ①については、「2 返還開始手続について」「(1) 返還誓約書の作成方法」及び別冊1ページの記入例をご参照ください。
②については、「3 返還免除手続について」及び別冊4ページの記入例をご参照ください。

③ 口座振替依頼書・自動払込利用申込書

- ・ 提出期限： 8月31日（水）まで
- ・ 提出先： **金融機関の窓口**（学事課では取扱いをしておりません。）
- ・ 提出方法： 預貯金通帳・届出印とともに持参
- ・ 作成方法： 「2 返還開始手続について」「(2) 口座振替依頼書・自動払込利用申込書の作成方法」及び別冊2ページの記入例をご参照ください。

(3) 返還の猶予を希望される方

① 入学準備金・奨学金返還猶予申請書

- ・ 提出期限： 9月2日（金）まで（必着）
- ・ 提出先： 教育委員会 学事課
- ・ 提出方法： 郵送または持参
(郵送の際の送付先)

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(さいたま市役所第二別館1階)

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係 あて

- ・ 作成方法： 「4 返還猶予手続について」及び別冊3ページの記入例をご参照ください。

(注) 「収入が少ないため」や「就職活動中」、「生活保護受給中」は返還猶予の理由に該当しませんので、あらかじめご了承ください。

2 返還開始手続について

(1) 返還誓約書の作成方法

以下の要領で提出してください。

① 返還計画について、AコースからCコースのいずれか一つを選択してください。

② Aコース・Bコースの場合

イ. の「その他」を選択される場合、初回及び2回目以降の返還金額・返還回数を指定してください。

ただし、**返還回数は以下の表の回数を上回ることはできません**ので、ご了承ください。

(返還回数) ※ 初回含む

貸付期間	毎月払い	半年払い
1年	24回(2年間)	4回(2年間)
2年	48回(4年間)	8回(4年間)
3年	72回(6年間)	12回(6年間)
4年	96回(8年間)	16回(8年間)
5年	120回(10年間)	20回(10年間)
6年	144回(12年間)	24回(12年間)

③ Cコースの場合

返還期限は、**令和4年10月から令和5年3月までのうち、一括返還を希望する月を記入**してください。**納付書での返還**となりますが、納付書につきましては、返還を希望する月の15日頃に発送いたします。

※返還免除を希望される方は、返還免除の金額を考慮しないでご記入ください。

(2) 口座振替依頼書・自動払込利用申込書の作成方法

別冊2ページの記入例を参考にご記入ください。

金融機関の窓口に、口座振替依頼書・自動払込利用申込書、預金通帳、届出印を持参し、お手続きください。**学事課では取扱いをしておりませんので、ご注意ください。**

なお、**一括返還をご希望の場合は納付書での支払いとなりますので、口座振替の手続は必要ありません。**

以下の金融機関の本支店で手続できます（令和3年1月現在。今後一部変更となる可能性がありますので、ご了承ください。）

埼玉りそな銀行	武蔵野銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
山形銀行	群馬銀行	足利銀行
常陽銀行	きらぼし銀行	第四北越銀行
八十二銀行	三菱UFJ信託銀行	みずほ信託銀行
三井住友信託銀行	SMB C信託銀行	新生銀行
きらやか銀行	福島銀行	東和銀行
栃木銀行	東日本銀行	東京スター銀行
大光銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫
青木信用金庫	飯能信用金庫	東京信用金庫
城北信用金庫	巢鴨信用金庫	あすか信用組合
中央労働金庫	さいたま農業協同組合	南彩農業協同組合
ゆうちょ銀行（郵便局）		

(3) 口座振替について

原則として、返還月の月末日（月末日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日）に指定された金融機関の口座から引き落とし（口座振替）を行います。**口座振替日に預金残高が不足することのないよう、ご注意ください。**また、振替のご確認は通帳への記入などによりお願いします（領収書の送付は行っていません）。

指定期日に口座資金不足等で振替できなかった場合、翌月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関等の窓口にて現金でお支払いください。なお、**再度の口座振替は行いませんのでご注意ください。**

また、利子・延滞金はかかりません。

3 返還免除手続について

さいたま市では、本市の大学又は専修学校（以下「大学等」という）に関する貸付制度を利用し、その目的を達成した学生等「**真摯に学業に取り組み、本市の発展に寄与する人材となった方**」に対して、本市の入学準備金、奨学金の返還金の一部を免除する【返還免除制度】を行っています。

返還免除を希望する場合には、同封の「入学準備金・奨学金返還免除申請書」に必要書類を添えて提出してください。（別冊4ページの記入例を参照して記入してください。）

(1) 免除申請のできる方（申請後に審査を行います。）

- 令和元年9月以降に新規の貸付けを受けた方であること
本市の貸付けを利用して修学した大学等を卒業後、以下のすべての要件に該当すること
- ①さいたま市に居住し、本市の市民税が課税され、かつ滞納がないこと
 - ②さいたま市奨学金等の返還に滞納がなく、返還猶予中でないこと
 - ③大学等を正規の修業期間内に、優秀な成績を修め卒業していること
（“優秀な成績”とは大学等で採用されている成績評価 GPA（Grade Point Average）3.0以上を基準とします）

【詳細のご案内】

- ① 申請日の属する前年度（令和3年度）に本市市民税が課税されており、これを完納していること。
- ③ GPA制度を採用している大学又は専修学校（以下「大学等」という）の場合
→卒業時の累積GPAが3.0以上
GPA制度以外を採用している大学等の場合
→GPA制度の評価点に換算してGPAを算出し、卒業時の成績の累積GPAが3.0以上
GPA制度への換算については、別表のとおり。

※4段階評価による換算については、別途お問い合わせください。

別表

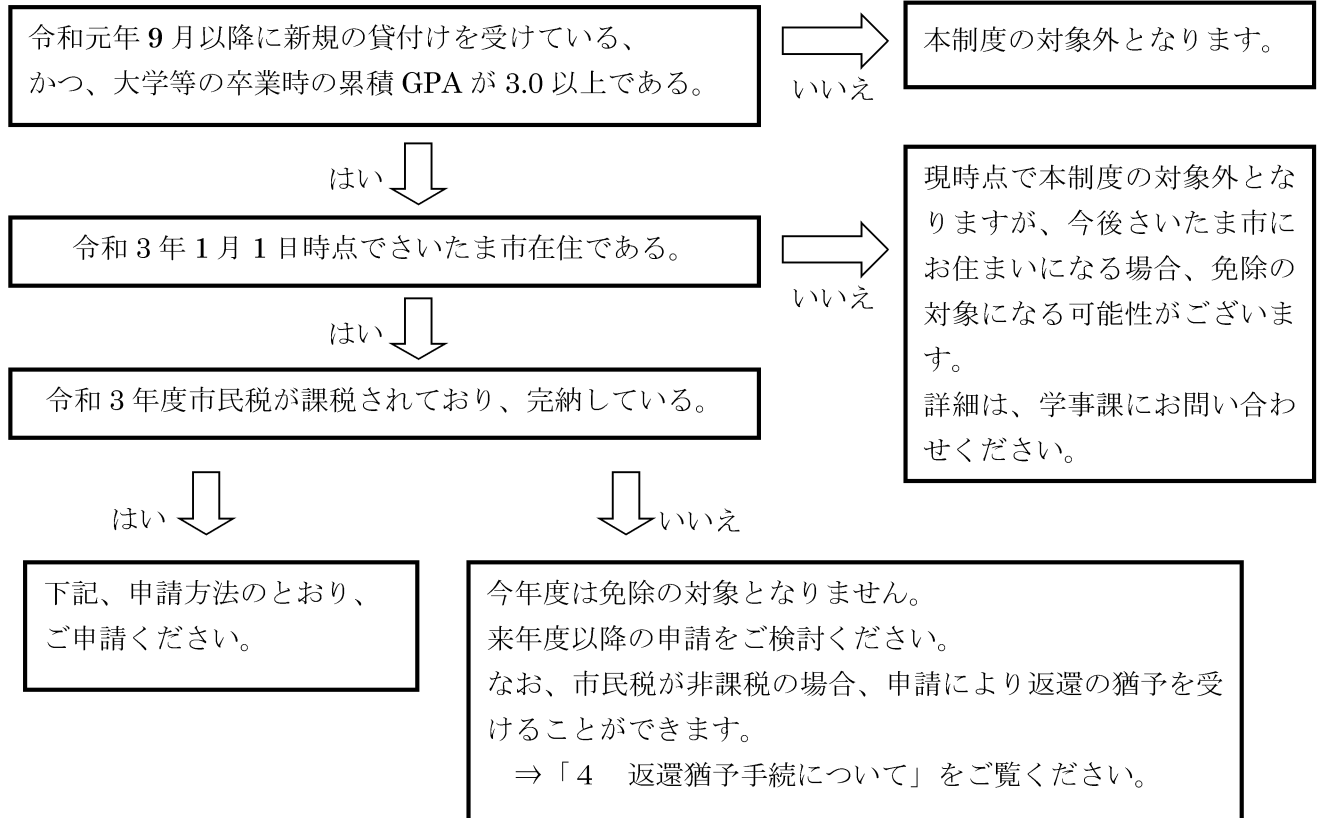
GPA制度による評価点	評価①	評価②	評価③	評価④ (5段階評価)	評価⑤ (10段階評価)
4.0	秀	A	90~100	5	9・10
3.0	優	B	80~89	4	7・8
2.0	良	C	70~79	3	4・5・6
1.0	可	D	60~69	2	2・3
0.0	不可	E/F	0~59	1	1

(2) 返還免除の額

- ・免除総額：貸付総額の4分の1を超えない範囲内
- ・1年間の免除額は「その年に返還すべき額の2分の1」に相当する額で、免除総額に達するまでとなります。

(3) 申請手順

以下のフローチャートにしたがってお手続きください。



(4) 申請方法

同封の返還免除申請書に必要書類を添えて、学事課にご提出ください。

<必要書類>

- ・卒業証明書
- ・成績証明書
- ・納税証明書（令和3年度 個人市民税・県民税）

郵送による申請の場合、書留・特定記録郵便等によりご提出ください。

(5) 審査結果

審査結果については、10月中旬頃に郵送いたします。

(6) その他

今回の申請による免除の期間は、令和4年10月から令和5年9月までの返還分となっております。引き続き免除を希望する場合は、毎年申請が必要になります。次年度の申請時期は令和5年8月頃を予定しております。

<参考>返還免除の例

① 月12,500円で返還するケース

	合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
返還総額	600,000	150,000	150,000	150,000	150,000		
免除額	150,000	75,000	75,000	0	0		

② 1年目は返還猶予申請し、2年目以降に月12,500円で返還するケース

	合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
返還総額	600,000	返還猶予	150,000	150,000	150,000	150,000	
免除額	150,000		75,000	75,000	0	0	

③ 1～2年目は返還猶予申請し、3年目以降に月12,500円で返還するケース

	合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
返還総額	600,000	返還猶予	返還猶予	150,000	150,000	150,000	150,000
免除額	150,000			75,000	75,000	0	0

④ 月20,000円で返還するケース

	合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
返還総額	600,000	240,000	240,000	120,000			
免除額	150,000	75,000	75,000	0			

⑤ 月40,000円で返還するケース

	合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
返還総額	600,000	480,000	120,000				
免除額	135,000	75,000	60,000				

⑥ 一括返還するケース

	合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
返還総額	600,000	600,000					
免除額	75,000	75,000					

4 返還猶予手続について

上級校への進学、疾病等の理由で返還の猶予を希望するときは、同封の「入学準備金・奨学金返還猶予申請書」に必要な書類を添えて提出してください。（別冊4ページの記入例を参照して記入してください。）

返還猶予の期間は令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間です。

その後も事由が継続する場合は、再度返還猶予の申請が必要となります。猶予期間終了の約1～2か月前に、返還開始のお知らせとともに「入学準備金・奨学金返還猶予申請書」を送りますので、返還猶予の手続をしてください。なお、事由によっては継続できないものもありますので、ご注意ください。

返還猶予が認められるのは以下の場合です。

返還猶予の事由	必要な書類	証明書等発行者
上級校への進学等 ・高校 → 大学・短大・専修学校（専門課程） ・短大・専修学校（専門課程）→4年制大学（編入） ・大学 → 大学院 ・貸付中止の者で在学中 ・高校 → 予備校・浪人 } ※この2つの事由については ・留年 } 合わせて申請2回までです。	在学証明書、学生証のコピー等	在学学校長
災害	り災証明書	市区町村長 消防署長
疾病等 ※ <u>疾病等が原因で就労が困難な場合に限り</u> ます	医師の診断書	医師
大学等を正規の修業期間内に、優秀な成績を修め卒業しており、今後、他の要件に該当することが見込まれる場合。ただし、すでに返還中の場合を除く。 ※この事由については、連続する2年以内までです。	卒業証明書 成績証明書 令和3年度 市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書 （一部事項証明書）	学校長 市町村長
家計急変等の特別な事情で 返還が困難な場合	その事情を明らかにする書類	その事実を証明できる第三者

（注）「収入が少ないため」や「就職活動中」、「生活保護受給中」は返還猶予の理由に該当しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 返還の途中で上級校への進学、災害等により返還の猶予を希望する場合

13ページの「入学準備金・奨学金返還猶予申請書」に必要な書類を添えて提出してください（コピーしてお使いください）。

5 登録事項に変更があったとき

借受人・連帯保証人に、転居、氏名変更等があった場合には「異動届」(12ページ)を提出してください(コピーしてお使いください)。また、**転居の際には、郵便局に忘れずに転居届を提出してください。**これらの手続をお忘れになりますと、納付書等の通知が送付できなくなり、保護者・連帯保証人に連絡をすることになりますのでご注意ください。

6 返還が滞ったとき

指定期日(納期限)を過ぎても納入がない場合は、督促状を発送します。それでも、返還が滞る場合は、**返還残額を一括で返還していただきます。**また、保護者へ連絡する他、**連帯保証人へ請求いたします。**さらに、**納付の意思が認められない場合は、法的措置をとることもあります**ので、指定期日(納期限)を守って返還してください。

返還困難な場合は相談に応じることもできますので、速やかにその状況を連絡してください。

連帯保証人とは

連帯保証人は、借受人と連帯して債務(入学準備金・奨学金の返還債務)を負担する地位にあります。お互いに、どこに住んでいるか、しっかり返済しているか、確認しあうのが責務です。

- ① 借受人とまったく同じ地位です。
- ② 貸主(さいたま市)からの請求に対して、**絶対に断ることはできません。**
- ③ **返済が滞るときは裁判へと移行していく場合があります。**
- ④ 連帯保証契約は、借受人とでなく、貸主(さいたま市)との契約です。
- ⑤ **本来の連帯保証人が亡くなった場合、連帯保証人の地位はその相続人(夫や妻、子など)に引き継がれます。**

法的措置とは

督促に応じない場合は、借受人を被告とした民事訴訟法に基づく訴訟を行います。その結果、財産、給料等を差し押えることもあります。

7 振替金融機関の変更を希望するとき

振替金融機関の変更を希望される場合には、学事課までご連絡ください。学事課から「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を郵送いたします。必要事項を記入し、新たに振替を希望する**金融機関の窓口**に通帳・届出印を持参してお手続きください。

変更までに最大45日程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

変更の間に合わず、口座振替ができなかった場合には、納付書をお送りしますので、納付書裏面に記載してある金融機関等でお支払いください。

8 借受人（生徒・学生）が死亡したことによる 返還免除を希望するとき

借受人（生徒・学生）が、返還完了前に死亡した場合、遺族又は連帯保証人の申請により、貸付けの全額又は一部について返還の免除をすることができます。申請に必要な書類等につきましては、学事課へご連絡ください。

9 その他

返還途中での繰り上げ返還、一括返還等、返還方法・内訳の変更を希望される場合は、学事課までご連絡ください。その他、返還状況の確認等、不明な点がございましたら学事課までご連絡ください。

諸様式

(コピーして使用してください。)

- 異動届 (様式第 6 号) 12 ページ
- 入学準備金・奨学金返還猶予申請書 (様式第 4 号)13 ページ
- 入学準備金・奨学金返還免除申請書 (様式第 5 号) 14 ページ

異 動 届	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">令和 年 月 日</div> <p>(あて先)さいたま市教育委員会</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出人 住 所 氏 名</p> <p>次のとおり、異動が生じたのでお届けいたします。</p>	
異 動 区 分	1 氏名変更 2 住所変更 3 転 学 4 退 学 5 休 学 6 復 学 7 連帯保証人の変更 8 その他
異 動 理 由	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div>
異 動 年 月 日	令和 年 月 日
異 動 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

入学準備金・奨学金返還猶予申請書

令和 年 月 日

(あて先)さいたま市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

保護者

住 所

氏 名

次のとおり、入学準備金・奨学金の返還を猶予していただきたいので申請します。

貸付年度・貸付番号	年 度 第 号
ふ り が な 氏 名	
在 学 校 ・ 学 年 又 は 勤 務 先	
貸 付 金 総 額	円
返 還 済 金 額	円
返 還 未 済 金 額	円
猶予を希望する金額	円
猶予を希望する期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
猶 予 の 理 由	

入学準備金・奨学金返還免除申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

電話番号

借受人との関係 ()

連帯保証人

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、入学準備金・奨学金の返還を免除していただきたいので申請します。

貸付年度・貸付番号	年 度 第 号
ふ り が な 氏 名	
在 学 校 ・ 学 年 又 は 勤 務 先	
貸 付 金 総 額	円
返 還 済 金 額	円
返 還 未 済 金 額	円
免除を希望する金額	円
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 条例第9条第1号(借受人の死亡による免除)
	<input type="checkbox"/> 条例第9条第2号(返還免除制度による免除)
	<input type="checkbox"/> 条例第9条第3号(その他の理由による免除:
)